

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
②一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会
業者の住所：①東京都千代田区平河町2丁目5番5号
②東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階
2. 指名停止措置期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の当時専務理事及び一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事を兼ねていた株式会社共栄商会取締役が、観光庁が令和4年度に株式会社共栄ALUCAZ（現株式会社MACHIづくり）に交付した補助金において、株式会社共栄ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。
その後、同取締役は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の当時専務理事及び一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事を兼ねていた株式会社共栄商会取締役が観光庁から補助金をだまし取ったとして詐欺罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第16号（下記参照）に該当する。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<措置要領別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 真次 慶一（内線 2511）
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）